

伊仙町障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨目的

本方針は、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等調達の推進を図ることを目的とする。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針は、町の全ての機関が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達に適用する。

4 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次の施設等のうち、物品等の調達が可能な施設とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく施設等
 - ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 就労移行支援事業所
 - オ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
- (2) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づく国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法施行令（平成 25 年政令第 22 号）に基づく事業所
 - ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所で次の要件をすべて満たすもの
 - (ア) 障害者の雇用数が 5 人以上
 - (イ) 障害者の割合が従業員数の 2 割以上
 - (ウ) 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 3 割以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

5 調達の対象となる物品等

分野・品目を限定することなく、障がい者就労施設等が受注することが可能な全ての物品等とする。

6 調達の目標

当該年度においては、前年度実績を上回ることを目標とする。

7 調達推進方法

- (1) 障がい者就労施設等から円滑な調達が図れるよう、供給できる物品等については、地域福祉課において、適宜、情報収集を行い、各所属へ情報提供を行う。
- (2) 各所属は、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めるものとし、また、物品に限らず、各所属イベント等での障がい者就労施設等からの物品の販売の場の提供など可能な範囲で支援を行うものとする。
- (3) 各所属は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び伊仙町契約規則（令和 2 年 4 月 30 日規則第 3 号）等の規定に基づき、予算の適正な執行に留意しつつ、随意契約による調達の推進に努める。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) この方針を策定又は見直しを行ったときは、町ホームページ等により速やかに公表する。
- (2) 調達実績については概要をとりまとめ、町ホームページ等により、速やかに公表する。

9 その他

- (1) 障がい者就労施設等への発注は、当該施設等の受注能力等に十分配慮したうえで、納期、納入条件等を設定するものとする。
- (2) 職員個人や町民等からの物品等の調達にも資するよう、障がい者就労施設等が受注可能な物品等の情報を、町ホームページ等を活用し発信する。